

水質の規制を強化

経企庁 来年一月実施の方針

多摩川（東京）木曾川（富山・岐阜）をはじめとする全国河川の多くでアユやフナなどが大量死し、河川環境とみられるシアン化合物、クロームの使用制限を強化した目標五十、未調のシアン化合物、クローム使用

る出が高まっていたが、経済企画庁はこのほど「水質保全法」に基づき水質基準を変更し、同法の指定制を実施する方針を決めた。

同庁はこの方針を十九日開かれた水質審議会（企画庁長官の諮問機関、新野崎太郎会長）に諮問して即日答申を得たのち、来年一月上旬から実施したい意向である。

この結果、全国二十二指定水域沿岸のシアン化合物、クローム使用

全工場は、工場排水口でシアン化合物一PPM以下、クローム二PPM以下に規制される。

今度の水質基準の変更により新たな規制が実施されるのは「水質保全法」の指定水域でシアン化合物などを規制対象物質としている十六水域に、その後シアン化合物の汚染などが確認された六水域を追加し、合計二十二水域となっている。

新規規制の河川名は次の通り。

多摩川（東京）上流、荒川（大阪）下流、東京城南河川。

阪（宇治川（京都）、名古屋市内河川、広島市内河川、福岡市内河川、神崎川（大阪・兵庫）上流、同下流、大阪市内河川、寝屋川（大阪）、石狩川（北海道）、大和川（奈良）、四日市・鈴鹿地先海域（三重）、加古川（兵庫）、大牟田川（福岡）、伊勢・手賀沼（千葉）（以下追加分）江戸川（東京）上流、同下流、荒川（東京）上流、同下流、多摩川（東京）下流、東京城南河川。